

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年1月10日付けで行った、「入校選考（自動車整備科・金属加工科・電気設備管理科）の実施について（24年度入校生の入校選考）」の追加文書を部分開示とした決定を取り消し、入試選考委員会議事録（電気設備管理科）の「3 委員会参加者」の面接担当者の職及び氏名を除き、開示すべきである。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年11月22日付けで、埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「春日部高等技術専門校における電気設備管理科の入学試験の選考基準全般」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に対し「入校選考（自動車整備科・金属加工科・電気設備管理科）の実施について（24年度入校生の入校選考）」を対象として、次のア及びイの文書を特定し、平成23年12月8日付けで公文書部分開示決定を行った。
  - ア 春日部専門校 面接試験採点基準要領
  - イ 入校試験実施要領
- (3) 実施機関は、その後、24年度入校選考（自動車整備科・金属加工科・電気設備管理科）の実施の追加文書として、次のウからオの文書を対象文書に追加した。
  - ウ 入試選考委員会議事録（電気設備管理科）（以下「本件対象文書1」という。）
  - エ 入試選考委員会議事録（事前打合わせ）（以下「本件対象文書2」という。）
  - オ 平成23年度入試選考委員会で決定した基本方針（以下「本件対象文書3」という。）

いう。)

- (4) 実施機関は、本件対象文書1から3のうち、次に掲げる情報について、いずれも条例第10条第5号に該当するとして、平成24年1月10日付けで公文書部分開示決定を行い、申立人に通知した。

ア 本件対象文書1のうち「3 委員会参加者」の面接担当者の職及び氏名、「4 議事録」の「電気設備管理科選考記録」及び「以上を委員会参加者全員が確認し、電気設備管理科の入校選考委員会を閉会した。」以外の全て。(以下「本件処分1」という。)

イ 本件対象文書2のうち「4 議事録」の全て。(以下「本件処分2」という。)

ウ 本件対象文書3のうち「3 合否判定」の(1)～(3)。(以下「本件処分3」という。)

- (5) 申立人は、平成24年2月21日付けで、実施機関に対し、本件処分1のうち「3 委員会参加者」の面接担当者の職及び氏名を除く部分並びに本件処分2及び3で不開示とされた部分の開示を求めて異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年3月27日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、開示決定等理由説明書の提出を受けた。

- (7) 当審査会は、平成24年5月23日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

- (8) 当審査会は、平成24年5月29日に申立人から意見書の提出を受けた。

### 3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立ての趣旨

24年度入校生の電気設備管理科入校試験において、選考基準の合理性、公平性を確認するべく、知る権利の下、その選考基準を開示願いたく申請したが、意にかなわない回答であった。よって、「3 委員会参加者」の面接担当者の職及び氏名以

外の不開示部分を開示することを求める。

(2) 異議申立ての理由

ア 実施機関は、公文書部分開示決定通知書の不開示理由（以下「不開示理由」という。）の①において、「基準や評価の決定の妥当性をめぐり無用の混乱を生じさせる可能性を否定できない。」と述べている。

しかし、無用ではなくむしろその妥当性を県民に問う事こそ、自治の本旨に即した行動であり、一概に混乱と捉える事が間違っており、必要ならば議論を交わせば済むことである。

イ 実施機関は、不開示理由の②において「当該合格基準を過度に意識した受験対策が講じられる」と述べている。

しかし、試験に対しあらかじめ準備することは特別なことではなく必然であり、むしろ試験はその準備の結果、必要な知識、能力が身についているかどうかを評価するものである。

ウ 実施機関は、不開示理由の③において「合格基準点は、毎年の入試選考委員会の中で決定される。事前に決定することはできない。」と述べている。

しかし、試験の難易度によって変動することはあるが、国家試験でもそれを補正する等の条件を付け、基準を公開しているケースは少なくない。基準も試験点数の絶対値である必要もない。また、公平を期した試験である以上、毎年、毎回求められる能力が異なっては成り立たず、確固とした基準がなければおかしい。

エ 実施機関は、不開示理由の④において「情報を得たものだけが、先行的、相対的に有利になる」と述べている。

しかし、受験者は特定されており、適切な方法で情報を伝達することは難しいことではないと考える。

(3) その他

今回の開示請求の趣旨は、入試選考の結果が社会通念上理解し難いものがあり、その説明を求めたものである。個々の開示理由について意見を交換することは本旨

ではなく、視点を狭くして議論することを望まない。よって本旨に沿い、今回の不可解な入試選考について、その合理性、公平性を説明できる情報開示をお願いしたい。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 高等技術専門校は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）に基づいて設置されている職業能力開発施設であり、新たに職業を希望し、転職等を志向する人に対して、職業に必要な技能・知識の習得及び資格の取得などを行い、職業の安定と生活の向上に資することを目的としている。知識を教え、知性を育むための教育機関ではない。
- (2) 入校選考は、職業訓練の必要性及び就職への意欲、技能・知識の習得及び資格の取得のために必要な基礎的な学力の確認を主眼として行われる。それらを確認できた者に対して、定員の範囲内で、入校を許可している。主に学科試験による基礎学力を評価し、専らその結果に基づいて選抜を行うものではない。
- (3) 条例第10条第5号該当性について
  - ア 面接担当者氏名及び職名を開示することにより、今後の入試選考委員会での面接担当者の冷静で公平な意見等の発言に影響を及ぼし、さらに将来における入校選考に係る業務の公正な実施を妨げ、公正で円滑な入校選考の実施を困難にするおそれがある。
  - イ これらの情報の開示は、基準や評価の決定の妥当性をめぐり無用の混乱を生じさせる可能性を否定できない。学科試験、面接試験を総合的に評価する入校選考の円滑な実施を困難にするおそれがある。
  - ウ 学科試験の難易度、科目毎の定員等により合格ラインは変動する。当該情報を開示した場合、将来の入校選考において、他専門校、他科も含めて、当該合格ラインを過度に意識した受験対策が講じられるなど、入校選考の適正な実施が困難になることが十分に考えられる。

エ 合格ラインは、毎年の入試選考委員会の中で決定される。事前に決定することはできない。当該合格ラインを開示したならば、不特定多数の者が当該基準点を知るところとなる場合もある。定まってもいない情報を得ることになる受験生に不要な混乱を招くことになり、将来の入校選考に影響を及ぼし、公平で適正な入校選考が実施できなくなるおそれがある。

オ 評価の基準の開示は、情報を得たものだけが、先行的、相対的に有利になることが想定される。訓練生として必要な資質と能力を備えているかについての公平で正確な評価を困難にする。公平で公正な入校選考の実施に支障を及ぼすことが想定される。

(4) 申立人の主張に対する意見について

前述の「3 申立人の主張の要旨」の「(2) 異議申立ての理由」に対する実施機関の意見は次のとおりである。

ア 不開示理由の①について

当該公文書が公にされた場合、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせたり、特定の者に利益を与えるおそれがある。また、外部からの圧力や干渉等を受けることなどにより、将来の入試選考委員会において、率直な意見の交換や正確な評価、意思決定の中立性が損なわれる場合もある。さらに、入校選考の性質から、当該選考会の議事録の開示は、正確な事実の把握を困難にし、入校選考の適正な遂行に支障が生じる。

イ 不開示理由の②について

学科試験については、毎年の入校案内の中で前年度の学科試験の内容を公開している。学科試験に対し十分な準備を行うことは可能である。面接試験についても、評価項目までは公開済みであり、職業訓練の必要性や就職への意欲及び電気関係で本人が望む就職の可能性等を評価している。さらに詳細な内容の公開は、過度に受験を意識した対策を招き、公正、適正な受験生の人物評価を困難にする。高等技術専門校の入試選考は、学科試験による基礎学力を評価しているが、専ら

その結果に基づいて選抜を行うものではない。

#### ウ 不開示理由の③について

電気設備管理科の学科試験の合格ラインは、試験内容の難易度、入校時期と資格試験までの期間を考慮し、判断している。また、面接試験は、職業訓練の必要性及び就職への意欲に加え、社会情勢の変化（自然エネルギー関連等）に対応出来る基礎的能力の有無、電気関係企業が求めている人材等を考慮し、採点項目に基づいた評価を行っている。必要な知識・経験等の有無を確認・判定する国家試験と対比はできない。

#### エ 不開示理由の④について

「情報を得たものだけが、先行的、相対的に有利になる」とは、開示を受けた者又は開示を受けた者から情報を得た特定の者を想定したものであり、それらの者が受験した場合は先行的、相対的に有利になると想定される。また、情報を取得した者が、インターネット上で公開した場合、不特定多数の者の知るところとなる。情報の混乱を招き、公平、適正な入校選考の実施を著しく困難にする。

## 5 審査会の判断

### (1) 埼玉県立高等技術専門校について

高等技術専門校は、法第16条第1項の規定に基づき、県が設置している職業能力開発施設である。

法第4条第2項によれば、都道府県は「職業を転換しようとする労働者その他職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練の実施」に努めなければならないとされており、入校選考は職業訓練の必要性及び就職への意欲、技能・知識の習得及び資格の取得のために必要な基礎的な学力の確認を主眼として行われている。

### (2) 条例第10条第5号該当性について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にするこ

とにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、「次に掲げるおそれ」の例示として、同条同号イからホまでを掲げている。これらは、いずれも典型的な例示とされている。

実施機関は、選考基準を公にすることや特定の受験生のみにより有利な情報を与えることによる入校選考事務の適正な遂行への支障を理由に、条例第10条第5号に基づき不開示としている。しかし、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断にあたっては、開示のみならず支障のみならず、実施機関が求める入校生像が明確化され、入校選考の透明化が図られる等の開示のみならず利益も比較衡量しつつ、個別の文書の記載内容から具体的に判断をすべきである。

以上の観点から、本件対象文書1から3について、条例第10条第5号に該当するとしている実施機関の主張について、個別に検討する。

### (3) 本件対象文書1について

本件対象文書1には、平成24年度入校生にかかる電気設備管理科の学科試験及び面接試験における合格基準点の決定と、両試験を総合的に評価して合否判定を行った経緯などが記載されている。

実施機関は、本件処分1において、「3 委員会参加者」の面接担当者の職及び氏名並びに議事録のうち具体的な議事の内容（「4 議事録」の「電気設備管理科選考記録」、「以上を委員会参加者全員が確認し、電気設備管理科の入校選考委員会を閉会した。」以外の全て）を入校選考の円滑な実施を困難にするおそれがあるため、条例第10条第5号に該当するとして不開示とした。

これに対し、申立人は、上記不開示情報のうち、「3 委員会参加者」の面接担当者の職、氏名以外の不開示情報について異議申立てを行っていることから、当審査会としては、申立人が開示を求めている具体的な議事の内容について以下検討する。なお、「3 委員会参加者」の面接担当者の職、氏名の不開示については申立人が異議を申し立てていないことから、当審査会としては判断しない。

当審査会において見分したところ、記載されている内容は、実施機関が電気設備管理科の入校選考を行うにあたって、筆記試験及び面接試験における合格基準点の設定や、その時点における合格者数の設定及び今後の選考予定についての情報が記載されていることが確認できた。

電気設備管理科の入校選考では、学科試験及び面接試験の双方に合格基準点を設けている。学科試験では、試験内容の難易度、入校時期と資格試験までの期間を考慮して合格基準点を設定し、合否を判断しているが、面接試験においては、職業訓練の必要性や就職への意欲及び電気関係で本人が望む就職の可能性等を総合的に評価し、合否を判断している。最終的な合格者は、学科試験と面接試験の合計点で決定される。

ところが、平成24年度入校生にかかる電気設備管理科の入校選考は、本件対象文書1にかかる選考も含め既に終了しており、また、学科試験の合格基準点は、前述のとおり入校選考のたびに変動する可能性が高く、面接試験においても、次回以降の入校選考において同一の合格基準点が採用されるとは限らないものである。そのため、本件対象文書1にかかる選考の合格基準点及び総合的評価の経緯を開示することにより、今後の入校選考の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、開示することが妥当である。

さらに、合格基準点の変動に伴い、合格者数や今後の選考予定も変動する可能性が高いことから、合格者数や今後の選考予定に関する内容についても、今後の入校選考の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同様に開示することが妥当である。

したがって、議事録のうち具体的な議事の内容（「4 議事録」の「電気設備管理科選考記録」、「以上を委員会参加者全員が確認し、電気設備管理科の入校選考委員会を閉会した。」以外の全て）については、開示すべきである。

(4) 本件対象文書2について

本件対象文書2には、平成24年度入校生にかかる合格基準や評価の観点などの



基本的な考えや申し合わせ事項等が記載されている。

実施機関は、本件処分2において、当該文書のうち「4議事録」の全てを、公平で公正な入校選考の実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第5号に該当するとして不開示とした。

しかし、本件対象文書2の記載内容のうち、合格基準点や総合的評価の経緯については、前記「(3)本件対象文書1について」で判断したとおり開示することが妥当である。また、本件対象文書2の記載内容のうち申し合わせ事項等については、「(2)条例第10条第5号該当性について」で述べたように、開示のもたらす支障と開示のもたらす利益を比較衡量して判断すべきである。当該事項等については、これを開示しても実施機関の入校選考の適正な遂行への支障はなく、実施機関が求める入校生像が明確化され、入校選考の透明化が図られる等の利益を考慮すれば、開示することが妥当である。

したがって、本件対象文書2は全部開示とすべきである。

(5) 本件対象文書3について

本件対象文書3は、本件対象文書2で決定した合格基準や評価の観点などの基本的な方針をまとめたものである。

実施機関は、本件処分3において、「3 合否判定」の(1)、(2)及び(3)を、公平で公正な入試選考の実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第10条第5号に該当するとして不開示とした。

これらの不開示情報は、本件対象文書2の不開示情報と同種の情報であり、「(4)本件対象文書2について」で判断したとおり、開示することが妥当である。

したがって、本件対象文書3は全部開示とすべきである。

(6) その他

申立人は、「3(3)その他」において、入試選考の合理性、公平性について説明できる情報開示を求める旨主張しているが、当審査会は公文書開示請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているものであり、申立人の当該

主張については意見を述べる立場にない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

鈴木 幸子、早川 和宏、宮原 均

#### 審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 3月27日	諮問を受ける（諮問第230号）
平成24年 3月27日	諮問庁から開示決定等理由説明書を受理
平成24年 5月23日	諮問庁から説明及び審議（第三部会第78回審査会）
平成24年 5月29日	申立人から意見書を受理
平成24年 6月29日	審議（第三部会第79回審査会）
平成24年 7月20日	審議（第三部会第80回審査会）
平成24年 8月31日	審議（第三部会第81回審査会）
平成24年 9月21日	審議（第三部会第82回審査会）
平成24年10月18日	審議（第三部会第83回審査会）
平成24年11月22日	審議（第三部会第84回審査会）
平成25年 1月10日	答申（答申第175号）